消防車等が消防訓練においてサイレンを吹鳴しますから、消防法第２６条第３項の規定により次のとおり公告します。

令和８年１１月６日

京都市消防局長　名畑　徹

行政区	訓 練 実 施 場 所	吹　鳴　日　時	出動車両
下京区	下京区中堂寺粟田町 京都リサーチパーク西地区 １０号館	令和８年１１月９日 午後２時３０分～ 午後３時１０分	３台

（消防局警防部警防課）